

漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第2条 前条の利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類は、次のとおりとし、貸付利率及び利子補給率は、水産庁長官が定める率を勘案して、別に定める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 漁具、養殖いかだ、養殖施設（<u>はえなわ式養殖施設</u>、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設に限る。）又は<u>つりかご</u>の取得に必要な資金</p> <p>(5) 水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金（養殖に係る資金（おおむね育成期間が1年以上であるぶり、うなぎ、たい、いしだい、あじ、さけ、こい、テラピア、ふぐ、ひらめ、すずき、かさご、めばる、にべ、はた、とうごろいわし、どじょう、すぎ、くるまえび、いわがに、真珠、真珠貝、かき、ほたてがい、ひおうぎがい、あわび、<u>とこぶし</u>、あかがい、<u>うばがい（ほっきがい）</u>、あさり、すっぽん、ほや、うに又はこんぶの種苗の購入又は育成に必要なものに限る。）又は増殖に係る資金（くるまえび、いわがに、ほたてがい、あわび、とこぶし、あかがい、あさり、はまぐり又はうにの種苗の購入又は育成に必要なものに限る。）に限る。）</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 漁場改良造成施設資金、共同利用船舶資金、海浜等環境活用施設資金、漁村給排水施設資金、特定の漁家住宅資金、初度的経営資金、<u>漁協経営強化機器整備資金</u>、密漁監視施設資金及び水産業労働力確保施設資金</p> <p>(8) [略]</p> <p>(利子補給の承認申請)</p>	<p>(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第2条 前条の利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類は、次のとおりとし、貸付利率及び利子補給率は、水産庁長官が定める率を勘案して、別に定める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 漁具、養殖いかだ、養殖施設（<u>はえ縄式養殖施設</u>、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設に限る。）又は<u>つり籠</u>の取得に必要な資金</p> <p>(5) 水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金（養殖に係る資金（おおむね育成期間が1年以上であるぶり、うなぎ、たい、いしだい、あじ、さけ、こい、テラピア、ふぐ、ひらめ、すずき、かさご、めばる、にべ、はた、とうごろいわし、どじょう、<u>さば</u>、すぎ、くるまえび、いわがに、真珠、真珠貝、かき、ほたてがい、ひおうぎがい、あわび、あかがい、あさり、すっぽん、ほや、うに又はこんぶの種苗の購入又は育成に必要なものに限る。）又は増殖に係る資金（<u>たい</u>、ひらめ、<u>わたりがに</u>、くるまえび、いわがに、ほたてがい、あわび、とこぶし、あかがい、あさり、はまぐり又はうにの種苗の購入又は育成に必要なものに限る。）に限る。）</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 漁場改良造成施設資金、共同利用船舶資金、海浜等環境活用施設資金、漁村給排水施設資金、特定の漁家住宅資金、初度的経営資金、密漁監視施設資金及び水産業労働力確保施設資金</p> <p>(8) [略]</p> <p>(利子補給の承認申請)</p>
<p>第5条 貸し付ける漁業近代化資金についての利子補給を受けようとする融資機関は、当該貸付けについて、あらかじめ漁業近代化資金利子補給承認申請書（様式第1号）に、漁業近代化資金の借入申込書の写しを添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 貸し付ける漁業近代化資金についての利子補給を受けようとする融資機関は、当該貸付けについて、あらかじめ<u>別に定める様式による</u>漁業近代化資金利子補給承認申請書に、漁業近代化資金の借入申込書の写しを添えて知事に提出しなければならない。</p>

(利子補給の承認)

第6条 知事は、前条の漁業近代化資金利子補給承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その貸付けについて利子補給することを適当と認めるときは漁業近代化資金利子補給承認書(様式第2号)により利子補給の承認を行い、利子補給をすることを不適当と認めるときは漁業近代化資金利子補給不承認通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(利子補給の承認)

第6条 知事は、前条の漁業近代化資金利子補給承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その貸付けについて利子補給することを適当と認めるときは別に定める様式による漁業近代化資金利子補給承認書により利子補給の承認を行い、利子補給をすることを不適当と認めるときは別に定める様式による漁業近代化資金利子補給不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。